

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案

平成 2 9 年（2 0 1 7 年）2 月 2 1 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例

札幌市立学校設置条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の表中

「

札幌市立定山溪小学校	札幌市南区定山溪温泉東 4 丁目
札幌市立石山小学校	札幌市南区石山 1 条 4 丁目

」

を

「

札幌市立定山溪小学校	札幌市南区定山溪温泉東 4 丁目
------------	------------------

」

に、

「

札幌市立南の沢小学校	札幌市南区南沢 3 条 2 丁目
札幌市立石山南小学校	札幌市南区石山 2 条 8 丁目

」

を

「

札幌市立南の沢小学校	札幌市南区南沢 3 条 2 丁目
------------	------------------

」

に、

「  
札幌市立真駒内桜山小学校                      札幌市南区真駒内泉町3丁目  
」

を

「  
札幌市立真駒内桜山小学校                      札幌市南区真駒内泉町3丁目  
石山地区新設小学校                              札幌市南区石山1条4丁目  
」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(理 由)

石山小学校及び石山南小学校の2校を廃止するとともに、新たにこれらを統合した小学校1校を設置するため、本案を提出する。